

介護保険法施行条例の一部を改正する条例案に対する修正案

介護保険法施行条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

第百二条第四項を改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に三項を加える改正規定中「同条第七項」を「同条第九項」に、「の三項」を「の五項」に改め、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 第四条の規定は、第三項ただし書の場合において、指定通所介護事業者（当該指定通所介護事業者に係る指定を知事が行ったものに限る。）が利用者に対して第一項に規定する設備又は同項に規定する設備以外の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供するときについて準用する。この場合において、同条第二項中「指定居宅サービスの事業を運営する」とあるのは「利用者に対して夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する」と読み替えるものとする。

8 前項のサービスを提供する指定通所介護事業者は、利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。第百十条に一項を加える改正規定を削除する。

第二百十八条第一項の改正規定中「附則第六条」を「附則第五条」に改め、同条第二項の改正規定中「附則第六条第一項」を「附則第五条第一項」に改める。

第二百四十条第二項の改正規定中「附則第六条第二項」を「附則第五条第二項」に改める。

第六百四十一条第一項の改正規定中「附則第八条」を「附則第七条」に改め、同条第二項の改正規定中「附則第八条第一項」を「附則第七条第一項」に改める。

第六百六十五条第二項の改正規定中「附則第八条第二項」を「附則第七条第二項」に改める。

附則第三条第一項の改正規定中「附則第七条」を「附則第六条」に改める。

附則第六条を附則第八条とし、附則第五条を附則第七条とし、附則第四条を附則第六条とし、附則第三条の次に二条を加える改正規定のうち「附則第八条」を「附則第七条」に、「附則第七条」を「附則第六条」に、「附則第六条と」を「附則第五条と」に、「二条」を「一条」に改め、附則第四条中「（次条において単に「指定介護予防通所介護事業所」という。）」及び「（次条において「改正後の条例」という。）」を削り、同条の表第百二条第七項の項を第百二条第九項の項とし、同項の前に次のように加える。

第百二条第七項

第四条

第四百四十一条

第百二条第八項		指定通所介護事業者	指定介護予防通所介護事業者
		指定通所介護以外のサービス	指定介護予防通所介護以外のサービス
	指定居宅サービス	指定介護予防サービス	
	指定通所介護事業者	指定介護予防通所介護事業者	

附則第六条を附則第八条とし、附則第五条を附則第七条とし、附則第四条を附則第六条とし、附則第三条の次に二条を加える改正規定中附則第五条を削る。

附則中「、第百十条に一項を加える改正規定」を削り、「附則第八条」を「附則第七条」に、「附則第七条」を「附則第六条」に、「附則第六条と」を「附則第五条と」に、「二条」を「一条」に、「平成二十七年九月一日」を「平成二十七年十月一日」に改める。